

平成十一年法律第九十七号

厚生労働省設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置（第二条）

第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第五条）

第二節 審議会等（第六条―第十五条の二）

第三節 施設等機関（第十六条）

第四節 特別の機関（第十六条の二―第十六条の四）

第五節 地方支分部局（第十七条―第二十四条）

第四章 中央労働委員会（第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省を設置する。

2 厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、厚生労働省は、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

3 前二項に定めるもののほか、厚生労働省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4 厚生労働省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること。
- 四 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じうるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。
- 五 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。
- 六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。

七 労働関係の調整に関すること。

八 人口政策に関すること。

九 医療の普及及び向上に関すること。

十 医療の指導及び監督に関すること。

十一 医療機関の整備に関すること。

十二 医師及び歯科医師に関すること。

十三 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他の医療関係者に関すること。

十四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

十五 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること。

十六 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業（化粧品にあつては、研究及び開発に係る部分に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

十六の二 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第十九条第一項に規定する死因究明等推進計画の策定及び推進に関すること。

十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

十七の二 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

十七の三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。

十七の四 アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一条第一項に規定するアレルギー疾患対策基本指針の策定に関すること。

十七の五 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第五十五号）第九条第一項に規定する循環器病対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

十八 衛生教育に関すること。

十九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

二十 臓器の移植に関すること。

二十の二 造血幹細胞移植に関すること。

二十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。

二十一の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること。

二十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

二十三 栄養士、管理栄養士、調理師及び製菓衛生師に関すること。

二十四 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二十五 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

二十六 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

二十七 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十八 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

二十九 国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。

- 三十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。
- 三十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関すること。
- 三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。
- 三十三 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 三十四 採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。
- 三十五 人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。
- 三十六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 三十七 薬剤師に関すること。
- 三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 三十九 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 四十 第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に關すること。
- 四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。
- 四十二 労働能率の増進に関すること。
- 四十三 児童の使用の禁止に関すること。
- 四十四 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。
- 四十五 労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関するものを除く。）。
- 四十六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
- 四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。
- 四十七の二 過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）第七条第一項に規定する大綱の作成及び推進に関すること。
- 四十八 勤労者の財産形成の促進に関すること。
- 四十九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済に関すること。
- 五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。
- 五十の二 労働者協同組合に関すること。
- 五十一 労働金庫の事業に関すること。
- 五十二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。
- 五十三 労働力需給の調整に関すること。
- 五十四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。
- 五十五 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。
- 五十六 高年齢者の雇用の確保及び再就職の促進並びに就業の機会の確保に関すること。
- 五十七 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。
- 五十八 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。

- 五十九 失業対策その他雇用機会の確保に関すること。
- 六十 雇用手帳の改善に関すること。
- 六十一 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。
- 六十二 第五十三号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関すること。
- 六十三 公共職業訓練に関すること。
- 六十四 技能検定に関すること。
- 六十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十六 勤労青少年の福祉の増進に関すること。
- 六十七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。
- 六十八 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること。
- 六十九 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関すること。
- 七十 家内労働者の福祉の増進に関すること。
- 七十一 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 七十二 女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。
- 七十三 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること。
- 七十四 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十五 生活困窮者その他の保護を要する者に対する必要な保護に関すること。
- 七十六 消費生活協同組合の事業に関すること。
- 七十七 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 七十八 第七十四号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。
- 七十九 障害者の福祉の増進に関すること。
- 八十 障害者の保健の向上に関すること。
- 八十一 精神保健福祉士に関すること。
- 八十二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 八十三 自殺総合対策大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十二条に規定する自殺総合対策大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。
- 八十四 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。
- 八十五 老人の福祉の増進に関すること。
- 八十六 老人の保健の向上に関すること。
- 八十七 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関すること。
- 八十八 介護保険事業に関すること。
- 八十九 健康保険事業に関すること。
- 九十 船員保険事業に関すること。
- 九十一 国民健康保険事業に関すること。
- 九十二 後期高齢者医療制度に関すること。
- 九十三 医療保険制度の調整に関すること。
- 九十四 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。
- 九十五 政府が管掌する国民年金事業に関すること。
- 九十六 国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。
- 九十七 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関すること。
- 九十八 年金制度の調整に関すること。
- 九十九 社会保険労務士に関すること。
- 百 引揚援護に関すること。

百一 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。
 百二 戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。
 百三 人口に掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関すること。
 百四 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。
 百五 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
 百六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
 百七 所掌事務に係る国際協力に関すること。
 百八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
 百九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき厚生労働省に属させられた事務

2 前項の規定にかかわらず、同第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七号、第六十八号（育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限る。）、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としない。

3 第一項に定めるもののほか、厚生労働省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

（厚生労働審議官及び医務技監）

第五条 厚生労働省に、厚生労働審議官一人及び医務技監一人を置く。

2 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

3 医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。

第二節 審議会等

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会
 厚生科学審議会
 労働政策審議会
 医道審議会
 薬事審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

がん対策推進協議会
 肝炎対策推進協議会
 アレルギー疾患対策推進協議会
 循環器病対策推進協議会
 医薬品等行政評価・監視委員会
 中央最低賃金審議会
 労働保険審査会
 過労死等防止対策推進協議会
 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会
 アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第一百五号）、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（厚生科学審議会）

第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
 ロ 公衆衛生に関する重要事項
 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
 四 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）、臨床研究法（平成二十九年法律第十四号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十号）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。
 二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。
 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団本法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十二年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）、青年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（医道審議会）

第十条 医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百七号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他医道審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（薬事審議会）

第十一条 薬事審議会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、薬事審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（がん対策推進協議会）

第十一条の二 がん対策推進協議会については、がん対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（肝炎対策推進協議会）
 第十一条の三 肝炎対策推進協議会については、肝炎対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（アレルギー疾患対策推進協議会）
 第十一条の四 アレルギー疾患対策推進協議会については、アレルギー疾患対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（循環器病対策推進協議会）
 第十一条の五 循環器病対策推進協議会については、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（医薬品等行政評価・監視委員会）
 第十一条の六 医薬品等行政評価・監視委員会については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（中央最低賃金審議会）
 第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働保険審査会）
 第十三条 労働保険審査会については、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（過労死等防止対策推進協議会）
 第十三条の二 過労死等防止対策推進協議会については、過労死等防止対策推進法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会）
 第十三条の二の二 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（アルコール健康障害対策関係者会議）
 第十三条の三 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（中央社会保険医療協議会）
 第十四条 中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）及び高齢者の医療の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

（社会保険審査会）
 第十五条 社会保険審査会については、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（ハンセン病元患者家族補償金認定審査会）
 第十五条の二 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三節 施設等機関
 第十六条 本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するのとおりとする。

名称	所掌事務
検疫所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。

国立ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十二年法律第八十二号）第二条第三項に規定する入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。以下この条において同じ。）に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。

2 厚生労働大臣は、前項に定める所掌事務のほか、検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、検疫所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 検疫所並びにその支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

5 厚生労働大臣は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条第一項の措置として、第一項に定める所掌事務のほか、国立ハンセン病療養所に、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、入所者以外の者に対する医療を行わせることができる。

6 国立ハンセン病療養所の名称、位置及び組織は、厚生労働省令で定める。

7 国立ハンセン病療養所は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に支障がない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立ハンセン病療養所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

8 国立ハンセン病療養所は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条第一項の措置として、厚生労働省令で定めるところにより、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、その土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供することができる。

第四節 特別の機関

（設置）

第十六条の二 別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

死因究明等推進本部

自殺総合対策会議

（死因究明等推進本部）

第十六条の三 死因究明等推進本部については、死因究明等推進基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（自殺総合対策会議）

第十六条の四 自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節 地方支分部局

（設置）

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方厚生局

都道府県労働局

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十六号まで、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号から第七十七号まで、第七十九号から第八十一号まで、第八十五号から第九十二号まで、第九十四号から第九十七号まで、第九十九号、第一百一号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる事務（次条第二項において「こども家庭庁事務」という。）を分掌する。

3 前二項に定めるもののほか、地方厚生局は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

4 地方厚生局は、第二項の規定により分掌する事務については、こども家庭庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定により地方厚生局が分掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議して定める。

6 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、内閣総理大臣が告示するものとする。

7 地方厚生局は、第三項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

8 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方厚生支局）

第十九条 地方厚生局の所掌事務（前条第二項及び第三項に定めるものを除く。第五項において同じ。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方厚生支局を置く。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、こども家庭庁事務を分掌する。

3 前二項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。

4 地方厚生支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5 地方厚生支局の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

6 前条第四項から第六項までの規定は第二項の規定により地方厚生支局が分掌する事務について、同条第七項の規定は第三項に規定する地方厚生支局に属させられた事務について準用する。

（地方麻薬取締支所）

第二十条 厚生労働大臣は、沖縄県を管轄区域に含む地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるため、当分の間、地方麻薬取締支所を置くことができる。

2 地方麻薬取締支所の名称及び位置は、政令で定める。

3 地方麻薬取締支所の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（都道府県労働局）

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第七十三号まで、第九十九号、第一百四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 都道府県労働局の内部組織は、厚生労働省令で定める。

（労働基準監督署）

第二十二条 都道府県労働局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、労働基準監督署を置く。

2 労働基準監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（公共職業安定所）

第二十三条 都道府県労働局の所掌事務（前条第一項の規定により労働基準監督署に分掌された事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所を置く。

2 公共職業安定所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

（公共職業安定所の出張所）

第二十四条 厚生労働大臣は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。

2 公共職業安定所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第四章 中央労働委員会

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

附則

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

2 第四条第一項第七十七号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。

3 厚生労働省は、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等（同法附則第三条第十一号に規定の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条）定する存続厚生年金基金に関する事項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等（同法附則第三条第十三号に規定の一部を改正する法律附則第三十八号第一項に規定する規定が効力定する存続連合会に関する事項）

4 社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

5 令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号）の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。

附則（平成二十一年七月一六日法律第二〇四号）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一八〇号）抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年四月七日法律第三八号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年四月七日法律第三九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年五月二二日法律第六〇号）抄

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成二十二年六月七日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年四月二五日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年六月一五日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二九日法律第八八号）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年二月二二日法律第一五三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年七月三一日法律第九六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第六条、第七条及び第二十八号から第二十九条の二までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日

（処分等の効力）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年七月三一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八号第二項、第三十三号第二項及び第三十三号並びに第三十九号の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年二月二〇日法律第一九一号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年二月二〇日法律第一九二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年四月二五日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 **第二条** (次号に掲げる改正規定を除く)、**第六条** (次号に掲げる改正規定を除く)、**第八条** (次号に掲げる改正規定を除く) 及び**第十条**並びに**附則第二条**から**第五条**まで、**第八条**、**第十六条**から**第十八条**まで、**第二十一条**から**第二十六条**まで、**第三十一条**、**第三十三条**及び**第三十五条**の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一五年六月二三日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 **第九条**、**第十六条**、**第二十条**、**第二十三条**、**第二十九条**、**第三十七条**、**第四十条**及び**第四十六条**並びに**附則第三十九条**、**第四十条**、**第五十九条**及び**第六十七条**から**第七十二条**までの規定 平成十七年十月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月二一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、**第十七条**第三項 (通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。) 及び**第三十条**並びに次条から**附則第五条**まで、**附則第七条**及び**附則第三十九条**の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一〇日法律第一六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二二日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 **第十条**並びに**附則第四条**、**第三十三条**から**第三十六条**まで、**第五十二条**第一項及び**第二項**、**第五十五条**、**第二百二十四条**並びに**第三百三十一条**から**第三百三十三条**までの規定 公布の日

二及び三 略

四 **第三条**、**第七条**、**第十三条**、**第十六条**、**第十九条**及び**第二十四条**並びに**附則第二条**第二項、**第三十七条**から**第三十九条**まで、**第四十一条**、**第四十二条**、**第四十四条**、**第五十七条**、**第六十六条**、**第七十五条**、**第七十六条**、**第七十八条**、**第七十九条**、**第八十一条**、**第八十四条**、**第八十五条**、**第八十七条**、**第八十九条**、**第九十三条**から**第九十五条**まで、**第九十七条**から**第一百条**まで、**第一百三三**、**第九九条**、**第一百四十四**、**第一百七七**、**第二百二**、**第二百三**、**第二百八**、**第二百八**及び**第二百三**の規定 平成二十年四月一日

五 **第四条**、**第八条**及び**第二十五条**並びに**附則第十六条**、**第十七条**、**第十八条**第一項及び**第二項**、**第十九条**から**第三十一条**まで、**第八十**、**第八十二**、**第八十八**、**第九十二**、**第一百**、**第一百四**、**第一百七**、**第一百八**、**第一百十五**、**第一百十六**、**第一百十八**、**第二百一**、**第二百九**、**第二百九**の規定 平成二十年十月一日

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百三十二 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。) の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二二日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 略

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二條の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二三日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三十三号、第一百五号から第一百八条まで、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三号から第二百二十五号まで、第二百二十八条、第二百三十条から第二百三十四条まで、第二百三十七号、第二百三十九号及び第二百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

（政令への委任）

第四百四十三号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年六月八日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三号中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四号中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三号第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

二 附則第二十二号、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四号中国民健康保険法第九号及び第九十九号の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

（政令への委任）

第七十五号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年七月六日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月五日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十一条の規定 令和四年四月一日

附 則（平成一九年二月五日法律第二二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一八日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月二八日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

（厚生労働省令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則（平成二〇年二月一九日法律第九三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九号、第二十条及び第二十五条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十五号 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年六月五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は

通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十二年二月四日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二二日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは）を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年四月六日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年六月二七日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年九月二二日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十五年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年五月一六日法律第一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年六月二二日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）／第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）／」に、「第八十六条の十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の十六―第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「―第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の第二項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)
第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三百三十九条、第四百三十三条、第四百四十六条及び第五百五十三条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。(処分等の効力)

第二百二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第二百二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条から第十条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二五年二月一三日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たつては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第七条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六十五条の改正規定に限る)、第八条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二一日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 略

三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中同法第十四条の二を同法第十四条の五とする改正規定、同法第十四条の次に三条を加える改正規定、同法第一百一条第一項にただし書を加える改正規定、同法第八十八条第一項の改正規定、同法第九十九条の四第一項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第九十九条の九の改正規定、同法に一項を加える改正規定、同法第九十九条の十第一項第二号の改正規定及び同法附則第七條の五第一項の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第二十八條の次に三条を加える改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十八條の七及び第七十八條の十五の改正規定、同法第九十条第一項にただし書を加える改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四第一項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定及び同法に一項を加える改正規定並びに附則第四条から第七條までの規定及び附則第十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第七條第一項第四号の改正規定(昭和五十九年法律第七十七号)の下に「、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)」を加える部分に限る。)

平成二十七年三月一日

四 第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定並びに附則第十八条中厚生労働省設置法第七條第一項第四号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成二十七年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月二三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二六年六月二五日法律第七九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六條第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附則（平成二六年六月二七日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成二六年六月二七日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年一月二八日法律第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二七年九月二一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（アルコール健康障害対策基本法の一部改正に伴う調整規定）

第二十九条 施行日がアルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の二の次に一号を加える改正規定中「同項第八十九号の二」とあるのは「同項第八十九号の三」と、「八十九の三」とあるのは「八十九の四」とし、第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定（同項第四十六号の四を第四十六号の二とする部分に限る。）及び前条の規定は、適用しない。

附則（平成二七年九月一六日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条までの規定並びに第四十七条、第四十八条及び第五十条（第一号を除く。）の規定（指定試験機関に係る部分に限る。）並びに附則第八条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年九月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日（厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三〇日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月三〇日法律第二二〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三二日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

附則（平成二八年一月二八日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第百六条、第百七条、第百十條（第八十條（第八

十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第百十四条及び第百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一号、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十八年二月一六日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第五条の規定（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第二項並びに附則第六条から第九条まで及び第十七条の規定（平成二十九年十月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十九年四月一四日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条、第五条及び第八十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月一六日法律第五九号）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年四月一三日法律第一三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年六月一三日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成三〇年七月六日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八号及び第三十八号第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号）の下に）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定（公布の日

二 第五条の規定（労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。）並びに第七号及び第八号の規定並びに附則第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十一号、第十三号及び第十七号の規定、附則第十八号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十号（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十一号、第二十三号及び第二十六条の規定並びに附則第二十八号（前号に掲げる規定を除く。）の規定（令和二年四月一日

（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成三〇年二月一四日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年二月一四日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年二月一四日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三一年四月二四日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則（令和元年五月二二日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高年齢者の医療の確保に関する法律第六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六号中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八号中健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十号の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三号の二第二項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六号の規定（公布の日

二 略

三 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第四十四条の改正規定、第十二号の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第百十五号の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七号第三項第六号の改正規定を除く。）並びに第十四号中船員保険法第百十一条第二項の改正規定並びに附則第七号中私立学校教職員共済法

（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第一百二十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月二二日法律第三三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年二月二二日法律第五五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和元年二月四日法律第六三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年三月三十一日法律第一四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一條の第二項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

附 則 （令和二年六月二二日法律第五二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 （令和二年二月二二日法律第七八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月一六日法律第七四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第十八条から第二十条まで及び第二十二條並びに附則第五条から第七條までの規定は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第二二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の第二項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の第二項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月二二日法律第七六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 このも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和四年二月二六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定(「精神病質」を削る部分に限る。)並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第十四条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定(「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。)、並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法

令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。